



令和5年度

赤平市会計年度任用職員募集要領

○募集受付期間：令和5年11月13日（月）から採用人数を満たすまで

※その他の業種も随時募集をしており、各募集内容の採用人数を満たすまで

会計年度任用職員とは

地方公務員法第22条の2の規定に基づき1会計年度内（4月1日から翌年3月31日まで）を任期として任用される非常勤の公務員です。地方公務員として地方公務員法が適用され、条件付採用や人事評価、懲戒処分、分限処分、服務規程（守秘義務、信用失墜行為の禁止、職務専念義務など）が適用となります。

1. 募集内容（職種及び採用予定人数等）

募集一覧をご覧ください。

2. 勤務条件

項目	内容
任用期間	自動車運転手は、 <u>令和5年12月1日から令和6年3月31日まで</u> その他の業種は、随時、任用開始日から令和6年3月31日まで ※任期の更新（延長）をする場合があります。 ※条件付採用（試用）期間があります。 ※勤務成績が良好で次年度も職がある場合、再度の任用もあります。
報酬額	別紙 募集一覧をご覧ください。 ※年度途中の報酬の増額又は減額改定があり得ることがあります。 ※勤務時間等に変更があった場合には報酬額も変更となります。 ※経歴による加算があります。（上限あり）
諸手当	通勤、期末、時間外勤務手当等 ※通勤、期末手当は、一定の条件を満たす場合に支給します。
休日	週休日（原則として土・日曜日）、祝日、年末年始 ※職種や勤務場所によって異なる場合があります。
休暇	年次有給休暇、特別休暇等 ※任用期間、勤務時間等により日数が異なります。
休憩	1日の勤務時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩があります。
社会保険	社会保険（北海道市町村職員共済組合加入〈短期組合員〉、厚生年金）、労災保険、雇用保険の適用があります。 ※一定要件を満たす場合
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。 営利企業への従事（兼業）を行うことができます。ただし、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため留意してください。

その他	研修、人事評価、定期健診診断の対象となります。
-----	-------------------------

3. 応募資格 普通自動車運転免許証
※障がい者手帳等をお持ちの方も募集します。
自力で通勤でき、介護者なしで電話の応対や口頭での会話などの勤務ができる方。
4. 提出書類 ・赤平市会計年度任用職員登録申込書（本人手書）
・履歴書（本人手書）
・資格証等の写し（自動車運転手については必須）
※書類不備の場合は、受付できません。
5. 募集期間 令和5年11月13日（月）から採用人数を満たすまで（郵送可）
市役所開庁時間の平日8時30分から17時まで（土・日・祝日を除く）
6. 選考方法 （1）書類選考
（2）個人面接 ※必要に応じて実施
※選考結果は、随時通知します。
7. 申込みできない方（地方公務員法第16条）
・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
8. その他 この選考において提出された書類は一切返却しません。
この選考において市が収集する個人情報は、選考及び採用に関する事務以外の目的では一切使用しません。ただし、採用者の個人情報は人事情報として使用します。

【お問合せ・申込み先】

〒079-1192 赤平市泉町4丁目1番地
赤平市役所 総務課職員係 電話 0125-32-2211

※申込書・履歴書は、上記問い合わせ先または
赤平市ホームページからダウンロードできます。